15658	プジョー　A－A75FW　A B	〃
15720	プジョー　A－A7C5FW　A B	〃
15802	プジョー　A－D2BRV　A B	〃
15803	プジョー　A－D2V　A B	〃
15804	プジョー　A－D2BRY　A B	〃
15805	プジョー　A－D2Y　A B	〃
16022	プジョー　A－A7W5FW　A B	〃
16065	プジョー　A－T75FX　A B	〃
16066	プジョー　A－T75FW　A B	〃
16067	プジョー　A－T75FT　A B	〃
16158	プジョー　A－T7W5FT　A B	〃
16256	プジョー　A－T7C5FT　A B	〃
16433	プジョー　A－T75F04　A B	〃

○国土交通省告示第六百十七号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年六月九日

指定番号	車名及び型式
12136	トヨタ　CBA－NCP85G

国土交通大臣　大畠　章宏

製作者等の名称　トヨタ自動車株式会社

製作者等の住所　愛知県豊田市トヨタ町1番地

○国土交通省告示第六百十八号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年六月九日

指定番号	車名及び型式
15342	スバル　DBA－RN1
15343	スバル　DBA－RN2
15344	スバル　ABA－RN1
15345	スバル　ABA－RN2

国土交通大臣　大畠　章宏

製作者等の名称　富士重工業株式会社

製作者等の住所　東京都新宿区西新宿一丁目7番2号

○国土交通省告示第六百十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年六月九日

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式
㊒C－2064	年少者用補助乗車装置　コンビ　C SQ－HAL

国土交通大臣　大畠　章宏

製作者等の氏名又は名称及び住所　コンビ株式会社　東京都台東区元浅草2丁目6番7号

○国土交通省告示第六百二十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年六月九日

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式
㊒C－2502	年少者用補助乗車装置　アップリカ　Z－66

国土交通大臣　大畠　章宏

製作者等の氏名又は名称及び住所　アップリカ・チルドレンズプロダクツ株式会社　大阪府大阪市中央区島之内1丁目13番13号

○国土交通省告示第六百二十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年六月九日

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式
E43－39R－000005	速度計　トヨタ　XP80（JP）
E43－39R－000068	速度計　トヨタ　XP80（JP－B）　〃

国土交通大臣　大畠　章宏

製作者等の氏名又は名称及び住所　トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町1番地

○国土交通省告示第六百二十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年六月九日

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式
㊒C－1006	年少者用補助乗車装置　ミクニ　392－01

国土交通大臣　大畠　章宏

製作者等の氏名又は名称及び住所　株式会社ミクニ　東京都千代田区外神田6－13－11

○北陸地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小千谷市大字稗生字吉尾甲一五九八番五から同市大字稗生字吉尾甲一六〇七番まで	前	五六・六三～一〇七・二八メートル	〇・〇六六キロメートル
	後	七六・九〇～一六九・八九メートル	〇・〇六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○中国地方整備局告示第百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月九日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間
九号	島根県鹿足郡津和野町直地字国ヶ原一一八八番から同町直地字溝尾原二八〇番二まで

図面縦覧場所	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年六月九日